

ライトブルー少年賞 選考基準について

対象活動の「性質、時期、期間」の目安について

【個人の場合】

- 自主性、自発性のある活動であること。
- 一時的活動は、その活動が顕著なもので、前年度の推薦日以後の活動であること。
- 継続的活動は、原則として現在継続中又は当該年度の8月まで継続していたもの。
常時活動であれば概ね6か月又は定期的活動であれば数年間継続したものであること。

◆上記記載の解釈

要領上の記載	過去の具体的可否基準	今後の目安
活動が顕著なもの	—	対象者の活動によって、相手が、 生命の危機を逃れる など。
概ね6か月	週3～4回以上	週3回×26週= 78回程度
数年間継続	月1回の活動で3年以上	月2回×3年= 72回程度 月1回×5年= 60回程度

※活動の内容によっては、活動回数や頻度が満たない場合でも、受賞対象とできるものとする。

【団体の場合】

- 自主性、自発性のある活動であること。
- 学校教育活動以外の活動であり、当該団体の設立目的を達成する活動以外であること。ただし、地域社会に同様の活動を誘発するなど、模範的なものは対象とする。
- 原則として3年以上継続している活動で、現在継続中で将来的にも継続性が認められるものであること。

◆上記記載の解釈

要領上の記載	過去の具体的可否基準	今後の目安
原則として3年以上継続	月1回で3年以上 年1回で10年以上	月1回×3年= 36回程度 年2回×10年= 20回程度 年1回×15年= 15回程度

※活動の内容によっては、活動回数や頻度が満たない場合でも、受賞対象とできるものとする。

※個人・団体とも、過去に受賞歴がある場合は、選考の対象外とする。（受賞した活動と、全く別の活動である場合は対象とする）

※上記以外での過去の受賞例

- 常時活動5カ月での受賞例（個人）＝毎日活動（身障者の介護）を行った
- 定期的活動1年（週1回）での受賞例（個人）＝重度身障者の作業所での介助
- 定期的活動3年（年3回）での受賞例（個人）＝地域に出たの自主的な活動が評価
- 定期的活動2年2カ月（月1回）での受賞例（個人）＝複数の施設訪問などトータルすると基準を満たすと思われるもの。